

**広島県選挙管理委員会告示第百十二号**

令和七年十一月九日執行の広島県知事選挙における選挙の効力に関する異議申出について、  
次のとおり決定した。

令和七年十二月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 大辻茂

# 決 定 書

異議申出人 広島県広島市佐伯区五日市中央七丁目8番8-402 B  
大田 清

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年11月21日付けで提起のあった令和7年11月9日執行の広島県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出について、広島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

## 異議申出の要旨

申出人の申出の趣旨は、本件選挙について選挙の無効とする旨の決定を求めるものであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 日本国憲法第15条第1項は、公務員を選定し、またこれを罷免することは、国民固有の権利であることを規定している。
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第92条が規定する供託制度は候補者の財産上の事情により立候補の自由を妨げるものであって、公務員の選定権を侵害しており、憲法第15条第1項に違反している。
- (3) 本件選挙は、無効な規定に基づいて行われた選挙であったから、無効である。

## 決 定 の 理 由

### 1 異議申出の経緯等

令和7年11月21日、当委員会は、申出人から異議の申出の提出を受けた。当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重に審理を行った。その結果は次のとおりである。

## 2 当委員会の判断

### (1) 選挙の効力について

ア 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙に「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

イ ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定はなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）するものとされている。

ウ また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいう」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）ものとされている。

もっとも、上記可能性は、主観的な可能性ではなく、客観的なものでなければならず、また、異動の可能性のあるような違法があっても、具体的な事実につき異動を及ぼすことがなかったことが充分立証される場合は、異動を及ぼすおそれがない場合と考えるべきである（「逐条解説公職選挙法改訂版（下）黒瀬敏文・笠置隆範〔編著〕／ぎょうせい」（以下「逐条解説（下）」という。）1,790ページ参照）。

エ そして、これらの無効原因及び選挙の結果に異動を及ぼすおそれについて該当する事実は、選挙の無効を主張する申立人において立証する責任がある（昭和23年7月29日最高裁判所判決）。

### (2) 申出人の主張する本件異議の申出は、本件選挙が無効とされる場合に該当するか

ア 申出人は選挙供託制度の違憲性を主張するが、選挙管理委員会をはじめとする選挙管理機関は、公選法等に基づいて選挙を管理執行する義務を負うのであり、選挙長が公選法第86条の4第4項の規定に従って同法第92条による供託をしたことを証明する書面が添付された立候補届出を受理することは、何ら選挙の規定に違反していない。

イ 申出人は、選挙供託制度が立候補の自由を妨げ、公務員の選定権を侵害していると主張する。これについて、立候補の自由は、自由で公正な選挙を維持する上で重要であるが、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準と

はいえず、国会が具体的に定めたところがその裁量権の限界を超えない限り、一定の限度で制約を受けるとしても、やむを得ないとされているところである。

これは、立候補の自由に制約がないとすれば、売名目的、選挙妨害目的など不当な目的を持ち、真に当選する意思のない者の立候補による候補者の濫立の事態も容易に予想され、自由で公正な選挙の実現の支障となり、供託制度を設け、選挙の結果極めて少数の得票にとどまった候補者については供託物の返還をしないと定めることも、立候補について慎重な判断を促し、候補者の濫立による選挙への支障を避けるための制度として、合理性を認めることができ、国会で認められた裁量権を超えるものではなく、供託制度を定めた公選法第92条が憲法第15条第1項に違反しないというべきである（同旨、最高裁判所大法廷平成11年11月10日判決）。

よって、申出人の主張は申出人独自の見解というべきであって、本件選挙を無効とする事由には当たらない。

### 3 審理の結果

以上のとおり、申出人の主張には理由がないから、当委員会は、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和7年12月16日

広島県選挙管理委員会

委員長 大辻 茂

公選法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、異議申出人はこの決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。